

わかりやすい

臨時災害放送局ガイド

-関東地域における防災対策の推進に向けて-

2023年3月 一般財団法人 電波技術協会
監修 総務省関東総合通信局

はじめに

- 本資料は、関東管内の自治体で災害対策を担当される方々に「臨時災害放送局」の制度のご理解とその活用をご検討いただくことを目的として作成したものです。
- 災害時における地域住民への情報伝達は大きな課題であり、情報伝達の手段を多様化することは有効です。
- 情報通信技術の進歩、情報インフラの整備により様々な手段を活用して多くの情報を享受していますが、災害時には停電、通信回線の切断、携帯電話基地局の停止など平時では想定していない状況が発生します。
- 現在ある情報伝達手段に加え「臨時災害放送局」の活用を是非ご検討ください。
- 「臨時災害放送局」の免許や活用については、関東総合通信局が支援しています。

資料の概要

1. 臨時災害放送局の概要

2. 準備の検討ポイント

事前準備の流れ

地域防災計画等における位置付け状況

地域のコミュニティFM局、CATV会社、大学等との連携

無線従事者の確保、運営スタッフの確保

放送設備の確保、費用の概要、設備の平時の活用

放送設備の設置場所の確保、放送周波数の周知

3. 関東総合通信局の取組み

4. 関東総合通信局の公表資料

1. 臨時災害放送局の概要

臨時災害放送局とは？

「臨時災害放送局」とは、災害時の臨時かつ一時の目的のFM放送局のことです。

■ いつ？

暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による「災害発生時」若しくは「その恐れのある時」

■ 何のために？

「被害の軽減に役立つ」ことを目的

■ 開設手続き・連絡先

災害対策本部が必要と判断したら、**総務省**
関東総合通信局に電話で相談、開設要請

設備・機材が無くても総務省が貸出・支援

■ 誰が？

被災地の自治体等（災害対策放送を行うのに適した団体）

■ 何を放送するか？

「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のもの」

■ 手続きの詳細

手続きの詳細は、臨時災害放送局開設の手引きを確認してください。

https://www.soumu.go.jp/main_content/000635159.pdf

「臨時災害放送局」のメリット

■ 受信しやすいFMラジオ

操作が簡単なFMラジオ受信機で受信できます。停電時、また復旧作業中や、運転中も情報収集ができます。地域住民のみならず地域に訪れ被災した方々にも情報を伝達できます。

■ 被災者の心のケアに期待

住民の絆の維持、再構築、心の復興への効果が期待できます。

これまでの災害時に
55自治体で開設
有効に活用

■ 地域に特化した情報を放送

自治体が放送内容を決めることができます。被災地域・避難所での生活に必要な情報を、状況に合わせて放送することが可能です。

■ 免許・機材を総務省が支援

口頭での免許申請※や、放送用機材の貸出等、総務省の支援が受けられます。

※後日、書面による申請手続きが必要です。



東日本大震災時の放送内容

東日本大震災発生時には多くの臨時災害局が開設されました。関東総合通信局の調査検討会での現地ヒアリング調査結果から放送内容をピックアップしました。

放送された情報の概要

- 安否情報
- 放射線測定値情報
- 公共交通機関運行状況
- 医療機関診療状況
- 金融機関営業状況
- 避難生活に必要な情報（一次帰宅、イベント告知、仮設住宅及びその周辺施設情報、法律相談等）
- お買い物情報（スーパー、ガソリンスタンド等）

【事例】自治体のコメント

- 開局当初は、ガソリンスタンドやスーパー再開、ATM等に関する生活情報や、ゴミ収集、罹災手続、医療機関情報、交通情報など行政からの情報、被災者に必要とされる情報が中心。その他、徐々にリクエストに基づく音楽配信が行われた。
- 地元住民へのインタビューや地域のコアな内容、市民もボランティアとして加わり自由に話をするような内容も放送、さらに、復興支援で来訪した著名人やお笑い芸人参加による番組企画など、被災者へ励みや楽しみになるような娯楽要素のある番組も放送されるようになった。
- 話し合う中で作り上げられた放送時間の枠組みの例として、早朝、前日夕刻の放送を再放送した。早朝から働く漁業関係者からの要請があったためであり、好評だった。

掲載した事例は一部の例示ですので詳細は、次の関東総合通信局の資料をご覧ください

URL https://www.soumu.go.jp/main_content/000863462.pdf

使用する周波数について

「臨時災害放送局」を設置する場所、放送エリアにより他の放送局に混信を与えない周波数及び空中線電力を関東総合通信局が割り当てます。

■ 周波数の不足

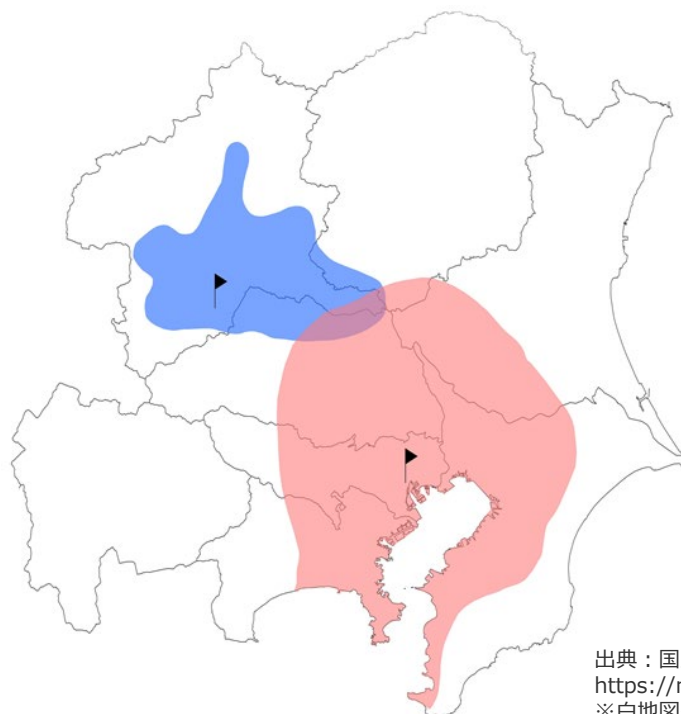
関東総合通信局管内では、FM放送用周波数がひっ迫しており、各自治体の臨時災害放送局の周波数を事前には決めることができません。

■ CFMの移行の場合

コミュニティFM局が「臨時災害放送局」に移行する場合には、既に割り当てられている周波数及び空中線電力を使えます。

(変更する場合はご相談が必要です。)

放送大学がFM放送を行っていた周波数（77.1MHz、78.8MHz）は、令和4年6月より「臨時災害放送局」の優先周波数となりましたので、それぞれの周波数で放送されていたエリア内でご希望いただくことができます。



局名	周波数	空中線電力
東京FM	77.1MHz	10kW
前橋FM	78.8MHz	1kW



出典：国土地理院ウェブサイト
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html#blank>
※白地図タイルを使用して作成

臨時災害放送局をより活用できる手法の検討（1）

関東総合通信局では令和4年度に「放送大学FM跡地を利用する臨時災害放送局の効果的な開設・運用に関する調査検討会」を実施し、関東管内の臨時災害放送局の活用について検討をおこないました。

調査検討の概要

関東地域において大規模災害が発生した際、複数自治体が同時に同一周波数を用いて、臨時災害放送局を効果的に開設・運用する手法等の検討を目的として、令和4年7月から令和5年3月まで、調査検討会を開催。

(主催：総務省関東総合通信局(外部委託：(株)NHKテクノロジーズ))

1. 検討内容

- 1)大規模災害時に臨時災害放送局開設を想定する複数自治体において、同一周波数を用いて複数臨時災害局が同時期に近接して開設することをシミュレーション、室内・フィールド試験を実施。
- 2)当該自治体の要望等を踏まえつつ、次の内容について検討・取りまとめ。
 - ・臨時災害放送局開設に係る技術的条件の検討
 - ・臨時災害放送局を同一周波数・同時使用する場合の運用手法
 - ・臨時災害放送局を同一周波数・タイムシェア使用する場合の運用手法

2. 検討会構成員(敬称略)

【学術有識者】

- ・藤井 威生 電気通信大学 教授 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター センター長
- ・北郷 裕美 大正大学 社会共生学部 教授

【自治体】

文京区、練馬区、北区、足立区、国分寺市、所沢市

【放送事業者・団体】

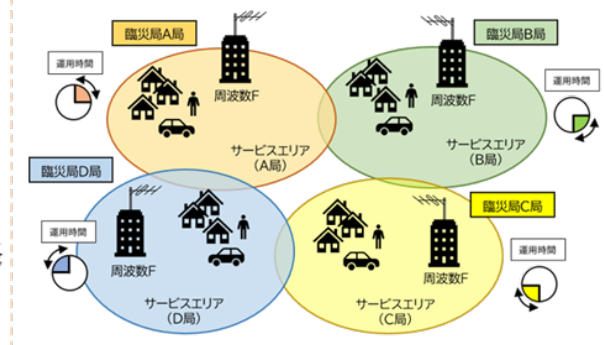
日本放送協会、(株)エフエム東京、(一社)日本コミュニティ放送協会関東地区協議会

3. 主なスケジュール

- ・令和4年7月27日に第1回、令和5年3月までに合計4回程度検討会を開催
- ・令和5年2月28日、構成員自治体協力の下、同一周波数を使用したフィールド試験を実施
- ・令和5年3月に取りまとめ・公表(その後、必要な制度整備)

< 検討モデル(例) >

複数自治体による同一周波数・タイムシェア(運用時間の割当)運用



臨時災害放送局をより活用できる手法の検討（2）

検討結果の概要

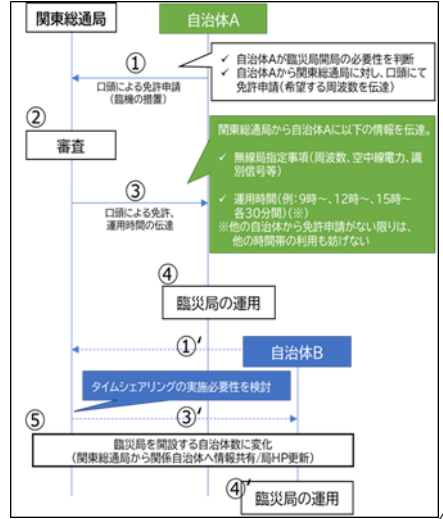
- 調査検討会において、シミュレーションを含む机上検討、室内試験、屋外でのフィールド実証、自治体アンケート等を実施するとともに、公開試験を通じて、技術的条件の緩和や運用時間の割当による運用手法などを整理。
- これにより、より多くの自治体が放大FM跡地を活用した臨時災害放送局の開設・運用が可能。

1. 放大FM跡地の周波数を活用する臨時災害放送局の技術的条件(案)

項目	内容	趣旨
①放送方式 (音声品質)	モノラル方式を推奨 (音声品質は、業務用無線の音質 (S/N30dB相当) かつ受信評価3 (妨害が気になるが邪魔にならない) とする)	従来のFMラジオ放送で用いる高音質ステレオ方式よりも、 同一周波数同時複数利用を優先
②所要電界強度	地上高4mにおいて60dBμV/m (都市減衰を含む)	フィールド実証から、 モノラル方式・受信評価3を確保できる電界強度を算出
③混信保護基準	関東地域におけるモノラル方式の臨時災害放送局において、 臨時災害放送局が被干渉となる場合の電界強度の差は次の値とする(括弧内は現行基準) 周波数差 0kHz 15dB (36dB) 100kHz 15dB (33dB)	混信保護基準を緩和することにより、 臨時災害放送局間の必要離隔距離は、約36kmから約14kmへと大幅に短縮 (距離は、特定の条件を仮定して算出した結果)

2. 自治体間タイムシェア(運用時間の割当)での運用手法(案)

- ✓ 自治体全域がカバーされる最低限の空中線電力での免許を基本とするが、上記技術的条件によってもなお、**隣接自治体間で広範囲に聴取困難なレベルの干渉が発生するなどの場合は、タイムシェア(運用時間の割当)による運用が有効。**
- ✓ タイムシェアによる運用手法のポイントは次のとおりであり、臨時災害放送局に関する申請手続の流れ(右図参照)の中で、関東総合通信局がその調整機能を担う。
 - ・ 1自治体あたり、**最低でも朝昼夕の合計3回/1日の放送枠**を確保
 - ・ 放送時間は、**1回あたり30分単位**を基本 (タイムテーブルで管理)
 - ・ **1つのタイムテーブルを用いてタイムシェアを行う自治体数は、最大で4自治体**



詳細は、次の関東総合通信局の資料をご覧ください

URL <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/bc/rinsai/index.html>

2. 準備の検討ポイント

事前準備の流れ

「臨時災害放送局」を有効活用するためには事前の準備が必要です。

地域防災計画等で「臨時災害放送局」を情報伝達手段として位置付け

地域のコミュニティFM局、CATV会社、大学等との連携を確認

無線従事者の確保

放送用設備の確保

運営スタッフの確保

放送エリアの想定

運営スタッフの役割

設備設置場所の確保

設備自主調達を検討

訓練計画の策定・実施

地域防災計画等における位置付け状況

地域防災計画への記載状況

関東管内（1都7県）343自治体で「臨時災害放送局」若しくは「災害FM局」を住民への情報伝達ツールとして地域防災計画に明記している自治体は約2割程度です。

地域防災計画への記載と「臨時災害放送局」の開設は別ですが、開設を想定して事前の準備を進めるうえでは位置付けを明確する意味で大切です。

■ コミュニティFM放送局等との協定状況

関東管内で放送しているコミュニティ放送局は73局（関東総合通信局HP・令和5年3月現在）あり、その約8割が災害時の放送についての自治体と協定を締結しています。災害時の放送を前提に自治体を中心となってコミュニティ放送局を立ち上げる例もあります。

【事例】練馬区地域防災計画令和2年度修正（抜粋）

(1) 臨時災害FM放送局

大規模災害発生時に、総務省の許可を得て臨時に開設する放送局です。災害発生後に新たに開局するため、使用する周波数も開局時に総務省から付与されます。

区は、平成27年度に放送に必要な機材を導入しました。また、令和元年度に日本大学芸術学部、株式会社ジェイコム東京、一般社団法人練馬放送と締結した「臨時災害放送局の開設および運営に関する協定」に基づき、区民への広報を行います。



【事例】東京都練馬区の臨時災害放送局対応

2018(H30)年6月に大規模災害発生時の情報発信体制強化のため、練馬区は日本大学芸術学部、株式会社ジェイコム東京および株式会社練馬放送の3団体と「臨時災害放送局の開設および運営に関する協定」を締結しました。次の基本的役割を分担するとともに、相互に協力連携します。

■ 日本大学芸術学部

- 被災状況、ライフラインの状況等の区民等へのアナウンス
- 放送局の番組編成、放送局の運営に関する活動支援

■ 練馬区

- 開設および運営に係る国等の関係機関との連絡調整
- 被災状況、ライフラインの状況等のとりまとめおよび区民等へのアナウンス
- ホームページ、臨時区報等を活用した放送局に関する周知

■ 株式会社ジェイコム東京

- ケーブルテレビを利用した放送局に関する平常時からの広報、放送局開設時の周知

■ 株式会社練馬放送※

- ラジオ番組等を利用した放送局に関する平常時からの広報、放送局開設時の周知
- 開設及び運営に必要な第2級陸上無線技術士の派遣
- 被災状況、ライフラインの状況等の区民等へのアナウンス
- 放送局の番組編成、放送局の運営に関する活動支援

※「(株)練馬放送」はインターネットラジオを放送する会社です。

【参考】協定のサンプル

<例1:コミュニティ放送局との協力の場合>

大規模災害時における放送に関する協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と〇〇（コミュニティ放送局）（以下「乙」という。）は、大規模災害時に、甲が開設する臨時災害放送局への協力等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に甲が開設する臨時災害放送局への協力内容等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 （略）（「大規模災害」「臨時災害放送局」）

（臨時災害放送局の運営）

第3条 大規模災害時に、甲が臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送免許を得た場合は、甲は乙に対して臨時災害放送局の運営・維持管理を業務委託するものとする。

2 乙は、甲からの委託を受けた場合、臨時災害放送局の運営に携わる者を文書にて提出し、甲の承認を受けるものとする。

（費用の負担）

第4条 甲が臨時災害放送局を開設した場合、その開設期間中の運営に要した費用については、原則として甲が負担するものとし、乙は、甲に対してその費用を請求できるものとする。ただし、臨時災害放送局開設の日から起算して〇〇日間の運営に要した乙の人件費は乙が負担するものとする。

2 放送設備の調達及びその保守に要した費用については、前項の規定にかかわらず、乙は甲に対してその費用を請求できるものとする。

（略）

〇〇年〇月〇日

甲	〇〇市		
	代表者	〇〇市長	〇〇 〇〇
乙	株式会社〇〇〇〇〇		
	代表取締役社長		〇〇 〇〇

<例2:コミュニティ放送局以外の場合>

大規模災害時における臨時災害放送局開設・運用の支援に関する協定書

〇〇市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、大規模災害時に、甲が開設する臨時災害放送局の開設運用の支援について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時に甲が開設する臨時災害放送局への協力内容等について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 （略）（「大規模災害」「臨時災害放送局」）

（臨時災害放送局の運営）

第3条 大規模災害時に、甲が臨時災害放送局の開設が必要と判断し、当該放送免許を得た場合は、乙に対して臨時災害放送局の運営についての協力を文書で要請するものとする。ただし、

2 甲から臨時災害放送局の運営についての協力要請があった場合、乙は特段の理由がない限り、その運営に協力するものとする。

3 乙は、甲からの協力要請を承諾した場合、臨時災害放送局の運営に携わる者を文書にて提出し、甲の承認を受けるものとする。

4 乙が、協力する内容は、〇〇、〇〇及び〇〇とする。

（費用の負担）

第4条 甲が臨時災害放送局を開設した場合、その開設期間中の運営に要した費用については、原則として甲が負担するものとし、乙は、その費用の算出根拠に基づき甲と協議の上、甲に対してその費用を請求できるものとする。

（略）

〇〇年〇月〇日

甲	〇〇市		
	代表者	〇〇市長	〇〇 〇〇
乙	株式会社〇〇〇〇〇		
	代表取締役社長		〇〇 〇〇

※このサンプルは四国総合通信局作成の「「臨時災害放送局」の開設・運用の手引き」（2022.7）の抜粋であり、参考として掲載しました。

無線従事者の配置が必要

「臨時災害放送局」の開設・運用には、電波法令上、無線従事者の配置及び無線従事者による操作が必要です。

必要な資格

必要となる無線従事者の資格は、法令（電波法第39条第1項、電波法施行令第3条第1項）で次の国家資格と定められています。

第一級陸上無線技術士/第二級陸上無線技術士/第一級総合無線通信士

職員の中で無線従事者を確保することが困難な場合は、地域の団体、指定公共機関などにも相談、協力依頼を行うなど要員確保をしておく必要があります。

【事例】無線従事者の確保に関する自治体のコメント

- 協定を締結しているアマチュア無線局災害非常通信連絡会に有資格者を推薦してもらっている。
- 協定を締結している団体に派遣を要請する。
- 知識や経験が全くないところからの臨災局開局は大変難しかった。機材、人材（パーソナリティ、無線従事者、記者等）、資金が必要となる。平時から、地域及びその周辺のラジオ局、コンサル会社、ボランティア団体等の各組織との連携関係を構築しておく重要性を感じた。

運営のスタッフのイメージとその役割

無線従事者とは別に、運営スタッフの確保が必要です。主な役割は次のとおり。

①編成責任者	放送局運用にかかる全般の責任者、対外的な窓口にもなる
②制作担当者	災害対策本部から発表される情報や生活情報などを収集・整理して放送用原稿を作成したり、放送番組の編成・編集を行ったりする
③放送担当者	防災行政無線担当者などアナウンス経験者が望ましい
④技術担当者	ミキサーの操作、放送素材（音楽、録音した音源等）の送出など、放送機材全般の管理やメンテナンスを行う

【事例】運営スタッフに関する自治体のコメント

- 協定を締結しているアマチュア無線局災害非常通信連絡会、ケーブルテレビ会社、大学などと連携。
- 臨災局放送業務は、取材による情報収集、情報整理・編集、発信の3つのステップが必要となる。
- 情報収集だけで、当時、担当課職員1名をその専属として、各部署にある情報の収集にあてていた。
- 人材確保の点では、ボランティアのグループ等によるラジオの疑似訓練等により、放送原稿の作成者や喋り手の育成を行った方がよい。
- 情報の信憑性はしっかり担保する必要がある。
- 運営スタッフも被災して避難所生活だったため、そうしたメンバーが自主的にスタジオで寝泊まりして対応した。

放送用設備の確保

放送用設備の確保については、次の方法が考えられます。

■ コミュニティFM放送局等の設備を借用する

前述のとおり事前に協定締結について協議してください。

■ 総務省（関東総合通信局）から借りる

事前に関東総合通信局に貸出手続き、運搬方法などについて相談してください。

■ 自主調達する

自治体を放送エリアとするコミュニティFM放送局がなく、災害発生時に早期に「臨時災害放送局」立ち上げ、応急期での活用を図りたい場合などは自主調達しています。

【事例】 自主調達に取り組んだ自治体のコメント

- 全方向へ電波を送信できること、キャスター付きで手軽に運搬できイベント放送などでも運用ができること。
- 導入に向け予算見積りをしたが、導入費約600万円、実験局開局1回170万円(免許申請,運用委託),保守点検50万円,電界強度調査60万円とのことでランニングコスト高額、運用面も手続き煩雑で導入を断念した。

必要な放送用設備の概要 (貸出・自主調達 共通)

放送に必要な設備は次の3点です。

特に送信機は、「臨時災害放送局」用として電波の送信部と音声・音楽のプレーヤー・ミキサーが一緒になり運搬しやすい可搬一体型が販売されています。

(i) 可搬型FM送信機(一式)

(ii) アンテナ(一式)

(iii) 付属装置等

- ・ マイクロフォン (スタンド付)
- ・ ヘッドフォン
- ・ 電源引き込みケーブル
- ・ 組立てに必要な工具 ほか



送信機(組立後)



アンテナ(組立前)



アンテナ(組立後)

【事例】 開設経験のある自治体のコメント

- 震災発生後数ヶ月間は、余震が続いていたため、定時以外の時間でも何かあれば、その都度放送を行っていた。当時、担当課職員の誰かは必ず在庁していたため、その時にいる職員が放送していた。機材操作が極めて容易だったからこそそれが可能だった。

放送用設備の内容（総務省からの貸出の場合）

(i) 可搬型FM送信機(一式)

- 外形 幅 510mm×高さ 650mm×奥行 660mm（2ケース連結時/突起物含まず）
- 重さ 送信部：約 30kg、音声部：約 28kg
- 送信部諸元
- 送信可能周波数 76.1～94.9MHz（100kHz 間隔で設定可能）
- 送信出力 最大 100W（無段階で設定可能）
- 電波型式 200K F3E（モノラル）又は 200K F8E（ステレオ）
- 定格入力電圧 AC100V
- 最大消費電力 約 300VA
- 音声部諸元
- オーディオミキサー（背面パネル：マイク 入力 XLR 端子×1）
- オーディオプロセッサー
- CD プレーヤー（再生可能メディア（音声 CD、USB メモリ））
- 収納ケース

(ii) アンテナ(一式)

- アンテナケース
（幅 1.6m×高さ 0.15m×奥行 0.15m）
- ダイポールアンテナ、ブーム、エレメント 各種
- アンテナ付属品及びアンテナ用工具
- 同軸ケーブル 20m
- 伸縮マスト 1.3～4m（マスト収納時長： 1.25m）

(iii) 付属装置等

- | | |
|------------------|----|
| • マイクロフォン（スタンド付） | 1台 |
| • ヘッドフォン | 1台 |
| • 電源ケーブルドラム（30m） | 1台 |
| • 組立てに必要な工具 | 1式 |

設備の映像は、次の関東総合通信局の動画をご覧ください

URL https://www.youtube.com/watch?v=_e7DEMrJgNE

設備調達のコ用概要（自治体へのヒアリング調査から）

設備調達に必要な費用及び訓練等での費用は、その時点で機器販売業者に見積りを依頼し確認するしかありませんが、次のとおり自主調達を検討、購入した自治体の例をご紹介します。

項目	東京都A区	東京都B区	都下C市 (見積りで断念)
1. FM送信機等 一式	300万円	810万円 +172万円※2	600万円
2. 訓練・イベントでの費用	135万円※1 実験当日の運用支援 13万円	132万円※1	170万円※1
3. 備考			電界強度調査：60万円 保守点検：50万円

※1 上記2欄の経費の内、法定費用は約1～10万円。詳細はP25をご覧ください。
(点検業務等外部委託により別途費用が発生します。)

※2 常設型アンテナ、微弱電波キット、工事部材等。

「臨時災害放送局」用設備の製造販売事業者(1)

現在、「臨時災害放送局」用可搬一体型の送信設備を製造販売していることが確認できた事業者をご紹介します。

□ 臨時災害放送局 F M送信装置 TD-100

製造会社 (株)府中技研

機器仕様 <https://www.fg-go.co.jp/product/hoso/new.html>

問い合わせ 042-366-3544



□ 可搬型 F M放送装置

製造会社 (株)M T S & プランニング

機器仕様 <https://mts-p.jp/disasterfm/>

問い合わせ 024-533-1722



□ 臨時災害放送局送信機

製造会社 (株)サムウェイ

機器仕様 <https://www.thamway.co.jp/japanese/?cn=dG9w&pn=dG9w>

問い合わせ 0545-53-8965



「臨時災害放送局」用設備の製造販売事業者(2)

前述の事業者及び購入された自治体にヒアリングした結果を合わせた設備の購入、訓練等に必要な費用の概要は次のとおりです。

必要な設備（送信機等一式）の費用（例）

	比較項目	機材一式	その他の費用
1	A社	555万円	<ul style="list-style-type: none">・免許申請支援は実施していない・訓練時の無線機操作は担当していない。
2	B社	330万円	<ul style="list-style-type: none">・免許申請支援：10万円・エリアシュミレーション：10万円・訓練時無線機器の操作：1日10万円
3	C社	325万円	<ul style="list-style-type: none">・免許申請支援は実施していない・訓練時無線機器の操作：1時間1万円
4	D社	300万円	<ul style="list-style-type: none">・申請手続き：135万円・訓練時無線機器の操作：1日13万円

自主調達した場合の設備の活用

臨時災害放送局で使用する設備を自主調達した場合に、地域イベントに関する情報発信や防災訓練も含め平時での活用が可能で、住民への周知、放送エリアの確認の意味でも大事な取り組みです。



イベント放送局を開設する場合、免許人は自治体以外となります。
詳しくは関東総合通信局にご相談ください。

臨時災害放送局及び設備を活用して開局する場合の法定費用

無線局申請メニュー

無線局の開設・運用にあたっては、事前の申請が必要となりますので、早めにご相談をお願いします。

(※) 電波法関係手数料令(昭和三十二年政令第三百七号)に基づく無線局の免許申請手数料。その他、点検業務等外部委託により別途費用が発生します。

○自治体がお持ちの設備を使用する場合

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料(※)	無線従事者
<ul style="list-style-type: none"> 局種 イベント放送局 放送内容 イベントの円滑な運営、参加者等の利便及び安全性を確保するための放送 	<ul style="list-style-type: none"> 周波数 76.1～94.9MHz 空中線電力 必要な範囲 放送対象地域 イベント会場及びその周辺 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者 イベントの主催者 (国/自治体を除く但し、国/自治体が後援等で関与していることが必要) 申請手続 開設前に申請、免許を受ける必要あり (申請には事前周波数の検討が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請手数料(例) 3W 39,100円 10W 54,300円 100W 96,400円 新設検査(書面) 2,550円 	<p>(以下のいずれかの資格を有する者)</p> <p>第1級総合無線通信士 第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士</p>
<ul style="list-style-type: none"> 局種 実験試験局 放送内容 FM放送波の電波伝搬状況の確認や防災訓練時に防災関連情報を周知するための放送 	<ul style="list-style-type: none"> 周波数 76.1～94.9MHz 空中線電力 必要な範囲 放送対象地域 実験に必要な地域の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者 地方公共団体等 申請手続 実験前に申請、免許を受ける必要あり (申請には、事前に周波数の検討、実験計画書の提出が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> 申請手数料(例) 20W 6,700円 50W 6,700円 100W 12,400円 新設検査(書面) 2,550円 	<p>第3級陸上特殊無線技士以上の資格(空中線電力による)</p>

平時の活用・訓練

○関東総合通信局が有する設備・無線局を使用する場合 (この場合、自治体・当局による合同運用訓練となります)

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料	無線従事者
<ul style="list-style-type: none"> 局種 実験試験局 放送内容 FM放送波の電波伝搬状況の確認や防災訓練時に防災関連情報を周知するための放送 	<ul style="list-style-type: none"> 周波数 76.1～94.9MHz 空中線電力 必要な範囲 放送対象地域 実験に必要な地域の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者 (地方公共団体等) 申請手続 無線局免許手続は不要 (当局設備の貸与手続あり) 	なし	なし (当局職員が対応)

○災害時における実際の臨時災害放送局開局の場合

局種 / 放送内容	諸元	申請者 / 申請手続	申請手数料	無線従事者
<ul style="list-style-type: none"> 局種 臨時災害放送局 放送内容 被災地での被災者への支援及び救助活動等の円滑な実施するために必要な放送 	<ul style="list-style-type: none"> 周波数 76.1～94.9MHz 空中線電力 必要な範囲 放送対象地域 災害対策に必要な地域の範囲内 	<ul style="list-style-type: none"> 申請者 被災地の地方公共団体等 申請手続 電話等による口頭申請可 (後日申請書類の提出が必要) 	免除	<p>(以下のいずれかの資格を有する者)</p> <p>第1級総合無線通信士 第1級陸上無線技術士 第2級陸上無線技術士</p>

災害発生時

放送用設備の設置場所の確保

■ 送信設備（アンテナ、送信機）

アンテナの設置場所は、理想的には行政区域全域をエリアカバーできる場所が最適ですが、事前に設置の準備をしていない場合などは、スタジオを設置した建物の高層階にFM送信機、屋上に送信アンテナを設置場所を確保します。

同じ出力で放送する場合は、アンテナ位置が高く、またアンテナ効率（利得）が良いほど電波は届きやすくなり、山岳等地理的な状況や構造物等による遮蔽があると電波は届きにくくなります。

■ スタジオ

放送局は、スタジオ（放送アナウンスを行う場所：可能な限り他の音声や雑音等がない個室等）の確保が必要です。

スタジオは、災害関連の情報が集中する災害対策本部が置かれる市役所・役場等への設置が適しており、これら施設内でのスペース確保するよう検討が必要です。

【事例】 設置場所を検討した自治体のコメント

- アンテナからの距離や確保できるスペースの広さを考慮し、施設管理部署と協議したうえで25階パントリーとしました。
- 災害情報を迅速に入手できることから防災センターと同じフロアに設置しました。

放送周波数の周知方法の検討

「臨時災害放送局」を立ち上げた際に、指定された放送周波数を住民に伝える方法を検討しておくことが必要です。

これまでの事例をご紹介します。

【事例】 放送周波数の周知に関する自治体のコメント

- ホームページ・各種SNS・防災課専用アプリ及び避難所で周知する。
- 防災行政無線・臨時区報・広報車・協定団体によるインターネットラジオなど。
- 市報やWebホームページ、防災行政無線、登録制メール、ツイッター。
- 自治体の広報誌による周知のほか、チラシを作成し、行政や市民グループが企画するイベントの開催のたびや仮設住宅のサロンなどで配布。
- 地元出身の著名人他、特に高齢者向けには地元の著名人（例：演歌歌手）が出演することなどでの周知は効果を発揮した。
- ラジオ端末（支援物資）のほか、復興予算で調達したタブレット端末を被災者に配布。タブレットを配付する行為そのものが臨災局の周知活動になった。
- また、サイマルラジオ等が臨災局放送を無償でネット配信したことにより、電波が届かない地域でもインターネット経由で当該放送を聴取できるようになった。高齢者には、臨災局の聴取機能のみを備え付けたタブレットを配布した。

3. 関東総合通信局の取組み

関東総合通信局の訓練への支援

関東総合通信局と一緒に訓練すれば安心して臨時災害放送局を経験できます。

設備の他、必要な支援を実施

関東総合通信局は、訓練の際に臨時災害放送局用設備の貸出をはじめ次の支援を行い共催で訓練を実施しています。

■ 無線従事者の配置は不要

この訓練では、放送局運用に必要な無線従事者の配置は不要です。関東総合通信局の職員が対応します。

■ 申請手数料、電波利用料は不要

放送局開設時に必要な申請手数料、電波利用料は不要です。

訓練の内容

1. 臨時災害放送局の開設訓練

自治体から関東総合通信局に対する口頭での設備借受や無線局免許要請

2. 設備設置訓練

関東総合通信局から自治体への設備貸付、運搬、設営及び使用周波数等の伝達
(設備を自主調達している場合及びコミュニティFM局が移行する場合は除く)

3. 運用訓練

自治体による本設備を用いた住民向け情報発信など。

開設事例の詳細は、次の関東総合通信局の資料をご覧ください

URL <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/press/2021/1210ho.html>

【事例】 訓練を実施した自治体のコメント

【住民の訓練（イベント）参加・受信状況】

- 放送している旨の周知広報はしたが区民の聴取状況は把握していない。
- 協定を結んでいるアマチュア無線局災害非常通信連絡会に電波状況調査を依頼し情報提供してもらっている。
- R3年度の受信状況調査でH小学校付近での受信不可を確認した。
- 放送機材を使った周知啓発を行い、会場内で小型ラジオを貸出しイベント放送の聴取体験をした。
- 登録制メールやツイッターで当日の広報、放送内容を後日YouTubeで配信。

【訓練（イベント）時の放送内容】

- 避難所総合訓練内容の紹介、大地震を想定した区内の被害状況、家具転倒防止、感震ブレーカの紹介。
- イベント放送局の出力、周波数、送信場所、災害時の他の情報発信ツール、ラジオ備蓄の呼びかけ、臨災局の周知。
- アナウンスは、協定を締結している大学の学生・インターネットラジオ局アナウンサーの協力を得た。
- 東日本大震災被災体験者、防災専門家の対談、オンライン防災訓練に関する広報、コロナ禍の避難のポイントなど。

【訓練（イベント）時に困ったこと】

- イベント放送局など開設の際に電界強度の測定などに多額の費用が掛かる。

関東総合通信局の支援体制の強化

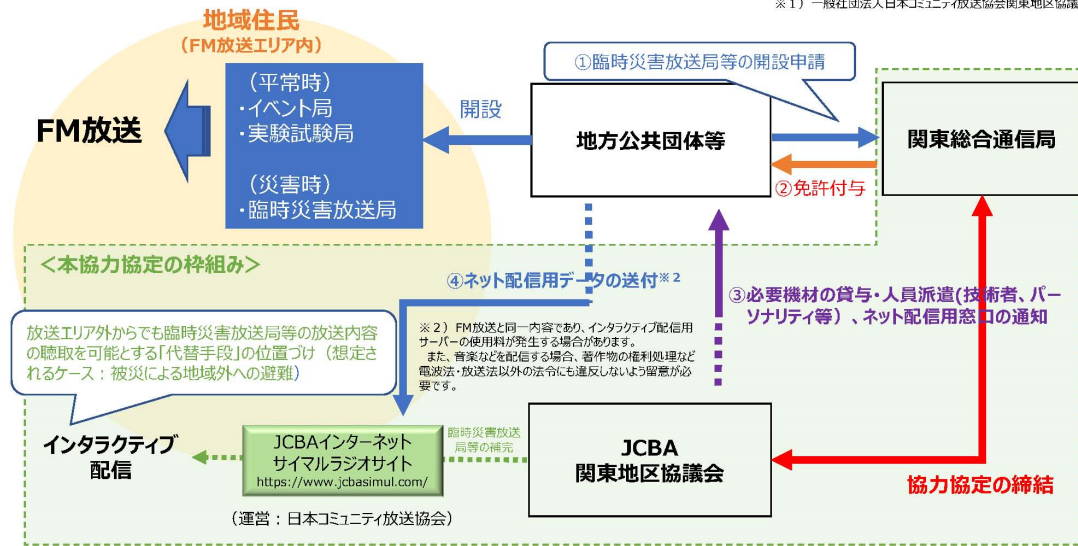
関東総合通信局は、令和5年3月7日に一般社団法人日本コミュニティ放送協会（JCBA）関東地区協議会との間で、デジタル時代における臨時災害放送局等に関する協力体制に関する協定を締結しました。

これにより災害時、訓練時の自治体への支援体制が強化されました。

関東総合通信局とJCBA関東地区協議会※1との協力協定の枠組み

ー デジタル時代における実効性のある臨時災害放送局等の協力体制の構築 ー

※1）一般社団法人日本コミュニティ放送協会関東地区協議会



協定の対象

- 臨時災害放送局等の開設及び放送を遂行するために必要となる機材の貸与や技術者等人員の派遣
- 一般社団法人日本コミュニティ放送協会が運営する「JCBA インターネットサイマルラジオサイト」を利用した臨時災害放送局等による放送内容のインタラクティブ配信
- その他、協議して定めた事項

協定内容の詳細は、次の関東総合通信局の報道資料をご覧ください

URL <https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/press/2023/0307ho.html>

4. 関東総合通信局の公表資料

関東総合通信局「放送(臨時災害放送局)」のホームページ

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/bc/rinsai/index.html>

臨時災害放送局開設の手引き

https://www.soumu.go.jp/main_content/000635159.pdf

臨時災害放送局の開局と設備の貸付について

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/saigai/osirase/fm.html>

臨時災害放送局 地域の防災訓練で使ってみよう！ -動画・リーフレットの公開-

動画 https://www.youtube.com/watch?v=_e7DEMrJgNE

リーフレット

https://www.soumu.go.jp/main_content/000798898.pdf

デジタル時代における臨時災害放送局等に関する協力協定締結

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/press/2023/0307ho.html>

総務省 関東総合通信局 放送部 放送課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎

TEL：03-6238-1705 E-mail：kanto-radio_atmark_soumu.go.jp

※送信の際には「_atmark_」を「@」へ変更してください。

管轄：1都7県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）